

令和2年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第1回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和2年3月23日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年3月定例会 (第1回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和2年3月23日

水巻町議会

令和2年第1回水巻町議会 第4回継続会 会議録

令和2年3月23日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第1回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

3月9日、16日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

なお、議案第6号から議案第10号までの5議案については、先にご報告したとおりですので、省略いたします。

議案第17号 令和2年度水巻町一般会計予算について、賛成多数で可決いたしました。

議案第18号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

議案第19号 令和2年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

3月6日、13日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

なお、議案第11号から議案第16号までの6議案については、先にご報告したとおりですので、省略いたします。

議案第17号 令和2年度水巻町一般会計予算について、賛成多数で可決しました。

議案第20号 令和2年度水巻町公共下水道事業会計予算については、賛成多数で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 6 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 6 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例等の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第7号 水巻町営住宅設置及び管理条例等の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第8号

議長(白石雄二)

日程第4、議案第8号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第8号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第9号

議長(白石雄二)

日程第5、議案第9号 水巻町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第9号 水巻町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。全員賛成と認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第10号

議長(白石雄二)

日程第6、議案第10号 水巻町国民健康保険出産資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 10 号 水巻町国民健康保険出産資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 11 号

議 長 (白石雄二)

日程第 7、議案第 11 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 11 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 12 号

議長(白石雄二)

日程第 8、議案第 12 号 水巻町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 12 号 水巻町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 13 号

議長(白石雄二)

日程第 9、議案第 13 号 水巻町民の健康づくり推進協議会条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 13 号 水巻町民の健康づくり推進協
議会条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしま
した。

日程第 10 議案第 14 号

議 長 (白石雄二)

日程第 10、議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文
厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議
会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 14 号 水巻町特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方
は、挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第15号

議長(白石雄二)

日程第11、議案第15号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第15号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第16号

議長(白石雄二)

日程第12、議案第16号 水巻町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 16 号 水巻町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 13 議案第 17 号

議 長 (白石雄二)

日程第 13、議案第 17 号 令和 2 年度水巻町一般会計予算についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。古賀議員。

7 番 (古賀信行)

私は反対の立場から質問します。えっとですね——。

議 長 (白石雄二)

古賀議員、質疑でございます。

7 番 (古賀信行)

質疑でしょ。うん。

議長（白石雄二）

だから、賛成とかそういうことじゃないで、質疑。

7番（古賀信行）

はい、質問いたします。なら、討論で述べます、もう。討論でいい。

議長（白石雄二）

いいですか。はい。

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田選子です。議案第17号 令和2年度水巻町一般会計予算につきまして、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

令和2年度予算は、前年度予算より3.4%増の106億2千万円で、令和元年度に引き続き100億円を超える予算となりました。財源確保のため、財政調整基金から令和元年度より1億円多い6億1千万円を取り崩し、町債はその6割を占める土木債だけで約2億円増え、6億5千万円となっております。

美浦町政が始まった平成26年度から町の借金は15億円増えました。その理由は、美浦町政がこの間、次々と高額な公共工事を発注してきたからです。学校トイレやエアコンの設置など、わが党が一般質問で取り上げ、実現されたものもあり、全てを否定するものではありません。数年かかる道路拡幅工事や庁舎をはじめとする公共施設の空調等整備も待たなしの状況だったのかもしれませんが。

しかし、人口減少とともに利用客が減っている水巻駅南口周辺整備にこれほど予算をかけなければならないのかとの疑問の声があるのも事実です。町の玄関口として駅前広場が整備されることは町民としてはうれしいことではあるでしょう。しかし、予算を重点化し、既存事業を大きく削減して取り組むほど、全町民の強い要望であったかは疑問です。

その陰で、シルバーさんが駅前掃除に使う道具入れ一つ、壊れても買い替えすらできず、東水巻駅では、無人化による不安や不便さ、夜には恐怖すら感じている町民がいます。トイレの使いにくさ、運賃表の見にくさもしかりです。また、生活道路の整備や、道路法面等の草刈りなど、町民要望に細やかに応えられているのでしょうか。大きな予算は確保できるのに、住民の暮らしの中のささやかな要望に応える小さな予算がない。このことが町民をあきらめさせています。住民から出された要望に誠実に耳を傾け、小さな町だからこそできるあたたかい行政を強く求めます。それこそが、町長が求める「住んでよかった水巻」を実現するための早道であると考えます。

次に、吉田町営住宅建て替えが白紙になったことに関連して述べます。当町の歴史的経緯による町営住宅保有戸数について、「将来的にどうあるべきかを検討する必要がある」との執行部の考え方を否定はいたしません。ましてや、そのことが今後の町の将来像において最も重要な

分岐点となると考えております。北九州市に隣接し、2本のJRや3号線に面し、アクセスのよい当町が、優良で快適、しかも廉価で安心して住むことのできる町営住宅を一定数保有することは、若者や高齢者にとって魅力的かつ、必要不可欠であると考えます。

炭鉱閉山時、炭住再開発事業の最も成功した例として、当町の住宅政策が評価されたと聞いています。今後は改良住宅・町営住宅再開発事業の成功例となるべく、評価される町営住宅政策に取り組んでいただきたいと思います。その際、浴槽・風呂釜付きの住宅であることは当然だと考えます。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助について述べます。わが党は先の9月議会に国へ公的補助制度確立の意見書を提案し、本3月議会の一般質問では、町独自の補助を求めました。町長答弁のとおり、補聴器購入補助の対象は、身体障害者手帳所持者で両耳70デシベル以上の高度・重度難聴者に限られます。軽・中等度では、補聴器が必要でも全額自己負担です。日本補聴器工業会によりますと、購入される補聴器は1台10万円から20万円がほぼ半数、20万円以上を含めると7割強ということです。高齢になるとともに医療費負担も増え、買いたくても買えない。みんなの輪の中に入っていけない。この状態を放置しておく、閉じこもり、寝たきり、認知症になる可能性があることはすでに知られているとおります。

加齢性難聴は、内耳動脈の動脈硬化による血液障害が主な原因です。中性脂肪の摂取を控えるなど、食事のコントロールとエネルギーの消費、血流を改善させるための適度な運動でその進行は止められるとも言われています。ぜひ当町において、補聴器購入補助制度の創設、専門的な認定補聴器技能者に気軽に相談できる体制、栄養指導等に取り組んでいただき、いずれは誰もが通るであろう加齢性難聴への理解を深め、身近に補聴器を使いこなし、人生を楽しみ、人生を取り戻すことができるよう予算化を強く求めるものであります。

次に、行政のデジタル化に関連して述べます。

2016年12月に成立した「官民データ活用推進基本法」によりまして、全国の自治体に国から莫大な予算が投入され、行政手続きのデジタル化、オンライン化の整備が始まりました。そこで必要になるのが顔写真付きのマイナンバーカードです。しかし、全国で交付枚数はいまだに15%にとどまっております。制度は失敗していると言えるのではないのでしょうか。

しかし、国は新年度も異常なバラマキ予算でカードの普及に固執をしております。国家による国民の監視、個人情報漏洩など、多くの問題をはらんでいるマイナンバー制度の危険性はますます高まっております。無謀な事業に税金をつぎ込むことはやめるべきだと日本共産党は指摘をしておきます。

さて、当町の電子計算費、毎年約1億4千万円は、町の人件費と同じく行政運営の必要経費となってしまうとあります。行政サービスを受ける町民の中には、障がい者や高齢者、パソコンやスマホを持ってない人もいます。オンライン化された行政手続きの利用ができない人がいます。行政サービスは使える人が使えばよいものではありません。オンライン優先ではなく、町民が使いやすいものを選択できるよう、町民一人一人に丁寧な対応が求められるべきものだと考えております。

最後に教育についてです。GIGAスクール構想によります小中学生一人1台のコンピューター端末の整備に反対はいたしません。しかし、GIGAスクール構想もプログラミング教育

も、「だれ一人取り残さない、個別最適化された学びを実現する」を合言葉に、小学生のうちから子どもたちに強制的に、英語やプログラミング教育を一律に押し付け、小学校の時から競わせながら育てていく。それは、結局はグローバル化の名のもとに、将来企業の即戦力として役に立つ優秀な人材を見出すための、財界が求める教育が押し付けられているものです。

子どもたち一人ひとりが自分らしく、個性を豊かに伸ばし、お互いの違いを認め合い、自分の考えを持つことができる。教育の目的は本来、考えることのできる人としての自己の確立、人格の形成を目指すものであるはずで、財界の要求に応える日本の教育が、現場の教員や子どもたちを苦しめています。タブレット端末を全国に整備する前に、教育現場の教員の過重労働を解決し、ゆとりある教員の配置が最優先課題だとわが党は考えます。以上、5点について意見を述べ、反対討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかに。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

駅前開発については、岡田議員と考えは一緒ですけど、その他ですね、全部予算書をパラパラとめくってみたりしてですね。ひとつは、町の職員が去年よりも21名増えているんですね。で、人件費が約2億5千200万増えているんです。大幅に増えているのが第1点。これについても反対です。

せっかく矢野町長時代に職員を減らしたんですけど、またどんどん増えつつあるということ、私は非常に町の財政費に危惧を感じているわけです。それ、第1点。

それからですね、第2点目は住みよいまちづくりにおいて、私、本会議でたびたび述べていますけど、旧村の道路事情が非常に悪いことです。そういう点ですね、今年度、土木予算見たら、そういう住みよいまちづくりの方針がこの予算書で見えてこないことです。それが第2点ですね。

それから第3点目は工事入札調査設計、工事入札、それから業務入札ですけど、私はたびたび申し上げているように、調査設計ですね。そういう点、町の職員を育成すれば人材は育っていくわけです。もともと人間は素人なんです。私は大企業で働いていましたけど、業務転換であっちこっち異動させるわけです。そして異動させられたらそこで新しい技術を取得して、資格も取られるわけです。そして、そんなことして大企業は人材を育成してきました。そういう点ですね、公務員は、この町においてはそういう点が見受けられません。

私はずっと長い間、40年近くこの町、水巻に来て47年ですけど、いろんなそういう点見てきたんですけど、町の職員が、その町の建物を設計した記憶ないんですよ。はっきり言って。全部業者任せですよ。私はよその県の写真撮ってきます。建物の横には県の職員がした証拠があるんですよ。どここの部が設計しましたと。そんなふうなんです、努力している県もあるんです。水巻町も一級建築士がいるのに全くそういうこともさせないしですね。そういう点ですね。それが第3点目ですけど、そういう町の職員を育成して仕事をできるようにすれば数千万

浮くんですよ。これ第3点目です。

それから第4点目はですね、入札ですよ。工事入札ですね。これはですね、うちの町は、町の登録した業者しか入札参加できないんですけど、私は県知事が許可した、——いろんな業種別に県が許可しているんです。電気工事とか建築、いろんな県が許可しています。その許可を受けた業者だったら誰でも一般競争入札に参加できるようにすればですね。そして予定価格も決めなくてすれば、けっこうそういう工事の予算が下がってくると思うんです。私はデータ、いっぱい取っています。あまりにもですね、他の自治体に比べたら高いところあります。これ第4点目です。

それからですね、まあ述べればまだたくさんありますけど、今日はこれだけで。

以上をもって私はこの令和2年度の一般会計予算には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第17号 令和2年度水巻町一般会計予算について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第18号

議 長（白石雄二）

日程第14、議案第18号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、古賀議員。

7番（古賀信行）

第1点目はですね——。

議長（白石雄二）

賛成ですか。

7番（古賀信行）

反対です。反対の立場から意見を述べます。

第1点目は、ここも一般会計予算と同じように、職員数が8名から9名に増えているんです。そして人件費が約1千万増えています。そういう点です、それは、平成30年度は国民健康保険が市町村単位から県単位に移ったんです。そういう点では事務が増えたことはあったと思うんです。けど令和2年度は移ってから経過してますから、仕事量としてはそんなに増えてないと思うんです。こういう点を含めてですね、私は反対といたします。以上です。

議長（白石雄二）

岡田議員。

5番（岡田選子）

議案第18号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

国保赤字解消計画に基づく平等割の値上げで、前年度との比較をしますと、平等割額が1千万円を超える増税となっております。ただでさえ高すぎる国保税に町民は苦しんでおり、滞納世帯が加入世帯の約1割以上、約500世帯もいる当町で今後まだ8年間、平等割を上げ続ける町の姿勢に納得ができません。

また、わが党は、生まれたばかりの赤ちゃんにもかかる子どもの均等割の減免・廃止について求めてまいりました。全国ではすでに30自治体以上が子どもの均等割を廃止・減免をしております。子育て支援に逆行をしているとして、全国知事会も子どもの均等割の減免・廃止を強く求めています。当町において、早急を実施することを求めます。

次に歳入では、国は新年度から保険者努力支援分として法定外繰入をやめた自治体にはプラス点、継続する自治体にはマイナス点を付け減額するという、新たなペナルティを課すことを決めました。

高すぎる国保税のために保険者が独自に一般会計から繰り入れをすることは、自治体としては当然のことであり、国が口を出すことではありません。国保は構造的問題があり、解決のためには国からの抜本的な公費の投入が必要であることは、これまで何度も論じてきました。全国知事会が要求している政府の1兆円の公費投入を引き続き国に強く意見することを町長に求めます。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用について。国は、2021年3月から本格的運用するとして、そのための予算が本予算にも計上されております。マイナンバーカードと受信データをリンクさせて、医療費削減がその狙いとなっています。厚労省は、全国の医療機関と薬局へ顔認証リーダー端末とシステム導入を進めるために786億円もの予算を計上しています。本末転倒な予算ではないでしょうか。

最後に、コロナ問題によりまして町内の自営業者や非正規で働く人たちの営業や収入が落ち込み、影響を受けている方々に、親身になって広く国保の減免制度の利用や納税の猶予を知らせ、執行部が一体となって生活を支えていくことを強く要望いたしまして、反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 18 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 19 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

議案第 19 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

後期高齢者医療の保険料率が改正をされまして、県平均でまた 3 千 426 円という保険料が高く、住民にのしかかってきてまいりました。後期高齢者医療というのは、75 歳以上の人たちを囲い込む新たな保険制度を作ってしまったことが、このようなことになり、毎年値上げし続けるという状況になっております。そのもともとのこの保険、後期高齢者医療制度につきまして日本共産党は反対の立場でありますので、本予算に反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は、まあ賛成の立場から意見を述べます。

その前に一つだけですね、言いたいこと言わせてもらいます。

令和 2 年度、後期高齢者には職員数が 1 人ですけど、なんと、人件費が 1 人でですね、1 千 37 万 8 千円、予算ついています。1 千 37 万、1 人の人件費がですね。で、私は本会議で、水巻町の借金が無くなるまで町長をはじめ、議員、役場の職員の人件費を減らせと言いましたけど、そういう点においては考え、全く変わりません。で、私はもっとですね、これは健康課だけの問題じゃなくて、やっぱり水巻町の執行部が力を合わせて、高齢者の居場所作りをしてですね。やっぱりそういう医療機関に行かなかつたらお金かからないんですから。介護とかですね。そういう点でですね、もっとそういう点、努力していただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 19 号 令和 2 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方は、挙手お願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 16 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 20 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

本会議の一般質問でも述べましたように、この水巻町の面積の割には職員が多すぎると言いました。それは、水巻町は 11 平方キロメートルです。私が訪問した町は水巻の約 3 倍以上ありました。そこではたった 1 人なんです。水巻町の職員が調査設計をすればですね、人間がおいと思っています。そしたらですね、やっぱり調査設計は全部コンサルタント会社任せですよ。そういう点を踏まえて、人間が多すぎると思っています。私はせめて 5 人くらい減らせて、この下水道事業、回ると思っています。以上をもってこの公共下水道事業会計予算には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 20 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 17 意見書第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、意見書第 1 号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13 番、久保田です。意見書第 1 号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。

内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から討論いたします。

まあこれ、読ませてもらったんですけど、これで果たしていいんだろうかと思って。これはなぜかと言えば、そういう、都道府県、政令市のひきこもり地域支援センターとかそういう水巻町の行政相談とか書いてありますけど、問題はですね、やっぱりお年寄りが外に出るようなチャンスを作ること。それがお年寄りのひきこもりを防止する対策になるんじゃないかと思うんです。

それで、私は全国のいくつか市町村を見てきました。お年寄りに対する素晴らしい行政をやっているところがあるんです。私はびっくりしました。宮城県の七ヶ浜町。これ行って、車でその町入ったらびっくりしたんですよ。どんなふうにびっくりしたかと言えば、あまりにも立派な施設が目に入ったんです。そこ、実際に行ってきました。そして大きなドームがあるんです。そのドームの中には雨が降っても歩けるような土が、真ん中にあるんです。で、外を人が歩くようになってます。そしてスポーツジムもあります。そしてですね、そのほかに温泉施設もあります。休養施設もあります。なんてやさしい町だろうと思ったんです。ここだけじゃありませんでした。たくさんですね、そういうお年寄りの憩いの場所を作っているところがあったんです。福岡県もいくつかあります。私は大木町も行ってきました。津屋崎も行ってきました。そしてそういう点でですね、やっぱり大木町ではお年寄りが歩くプール、作っています。そしてスポーツするジムもあります。温泉もあります。食事施設もあります。私たちが 500 円出せば利用できます。そんなふうに、やっぱりですね、お年寄りが出る場所、特に前回は述べましたように、福岡県の南部はですね、地域交流センター、コミュニティセンターですね、それとか地域交流センターとかあります。そういう点でですね、そういう運営はほとんど社会福祉協議会に任せています。で、私たちが利用できるんです。そんなふうにですね、お年寄りに憩いの場所、そして仕事を与えること。私は嬉しかったです——。

— 携 帯 電 話 の 着 信 音 —

——失礼します。

議 長（白石雄二）

古賀議員、もう簡潔に終わってください。

7 番（古賀信行）

はい。でですね、そういう点でこの意見書には反対です。以上です。

議 長（白石雄二）

はい。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい結構です。賛成多数と認めます。よって意見書第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第18 意見書第2号

議 長（白石雄二）

日程第18、意見書第2号 地域医療を守り必要な公立病院の維持・存続を求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山です。意見書第2号について。地域医療を守り必要な公立病院の維持・存続を求める意見書。

病床削減を進める地域医療構想に関する厚生労働省の作業部会が開かれ、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、感染症対策のためには、平常時に医療体制を強化していく必要があると強調しております。

厚生労働省は2019年9月26日、全国の公立・公的病院のうち、424の病院を、一方的かつ名指しで、再編や統合の議論が必要な医療機関として発表しました。各自治体に2020年9月までの方針決定を迫り、当該自治体からは、地域の実情を考慮していない、リストを返上すべきといった、疑問と批判の声が相次いで出されています。

地域医療構想や医療費適正化計画の影響で、病床の削減や入院の短縮化による病院追い出し、病院のたらい回しなど患者難民がふえ続けています。そのため、地域のニーズをしっかりと把握し、必要な病床を確保するため、制度を見直さなければなりません。また、地域における医療施設の機能分化を明確にし、院内・病院間・地域医療の連携を強化して、情報の共有を行うシステムづくり、救急搬送システムや受け入れ医療機関の確保に責任を果たせるよう、国の援助を強化することも急務です。さらに、地域における医師や看護師など医療従事者の不足は深刻です。医師不足の地域に医師を確保する取り組みや、看護師とコメディカルスタッフの増員や労働条件の改善も喫緊の課題となっています。中間市、遠賀郡内で対象となった中間市立病院、遠賀中間医師会おんが病院、芦屋中央病院など公的病院等の会計制度が公営企業会計制度に変わり、統廃合や民営化を全国の自治体に迫っています。政府が、赤字や採算を理由に再編・統合を打ち出し、民営化を求める圧力がこの流れに拍車をかけています。公的病院のみならず、日赤病院や社会保険病院、厚生年金病院、労災病院などの公的病院の乱暴な統廃合、民営化や売却は、地域と命の切り捨てにつながるものであり、決して認めることはできません。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望します。

- 1、公立・公的病院の一方的な再編・統合の議論をやめること。
- 2、地域医療を守るため必要な公立・公的病院の維持・存続を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

皆様のご賛同をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第 2 号 地域医療を守り必要な公立病院の維持・存続を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第 2 号は否決いたしました。

日程第 19 意見書第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、意見書第 3 号 中小零細業者への資金援助と消費税を 5%に引き下げることを求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。意見書第 3 号、中小零細業者への資金援助と消費税を 5%に引き下げることを求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

この案文を作りましたのが、3 月 2 日、首相によります一斉休校が要請され、そして 4 日の午前中までに提出しなければならないということで、その時点で慌てて作ったものであります。それで、ここに書かれてありますように、すでに緊急に私が求めたいと思っておりました、中小零細業者への資金援助などは国会での論戦をもとに今、次々と経済産業省などからも出されてきておるところでございます。すでに実現しているところもございしますが、その中でその資金援助とともに、消費税をやはり 5%に下げることが今、どうしても必要だということを強く、今、求めたいと思います。

特にですね、ここには自動車の販売台数や大手百貨店の売り上げが落ちているという具体的

な数字とともに、これ以外にもいろいろな経済数値が出ておりますが、ほとんどが悪化という状況でございます。それはやはりコロナウイルス感染の直撃というものと、やはり消費税が10%になったということが大変日本経済を大きく停滞させているということで、自民党の議員の中からも消費税を5%にしてはどうかとか、当分の間、0%にしてはどうかという議論もされているということでございますので、是非——。今ですね、水巻町全体を見ましても私は大変、コロナによる影響、消費税10%に対する影響、大変大きく出ていると本当に懸念をしております。私たち水巻町議会としてできることといたしまして、是非ですね、緊急に重要な経済対策を打つことが必要であると考えておりますので、是非皆様方のご賛同で水巻町から5%に減税、そして中小業者のみなさんにはあたたかい支援をとこの思いを国へと届けたいと思っておりますのでご賛同をよろしくお願いをいたします。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆参両議長でございます。

賛同議員は中山議員でございます。

是非みなさんのご賛同、よろしくお願いをいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

この最初の中小零細業者への資金援助は、まあ、いいことと思うんですけど、消費税の5%引き下げには反対します。なぜかと言えば、令和元年の10月、8から10に上がったんです。それでもですね、政府の先の見通しは全くないんです。今、政府の借金が1千100兆円あるんですよ。それは国民一人一人の肩にのしかかっているんです。そして令和2年度の3月末は福岡県の借金が約3兆5千億円と言われております。こういうですね、私はいつも自分の名刺の裏に書いてますけど、子どもに借金を残しちゃいかんと書いています。いつも心配しているんです。新型コロナウイルスが入ったから今度は、昨日、一昨日とですね、いろんなニュース見ました。そして特に全ての企業が喘いでいるんです。その中でですね、そこで働く人が政府の厚生年金とは別に、大企業が企業年金をしています。利率がよかったんです。しかしですね、今度この新型コロナウイルスが入ったから、マイナス4点何パーセントと。100万円積み立てがあったら4万円減るんですよ。こういう時代なんです。やっぱり先の見通しをですね、その場その場じゃなくて先の見通しをしないと、とんでもないことになってしまうんです。日本はGDPの2倍以上の借金、あるんです。こういう国は世界、どこもありません。こういう点からですね、私は消費税の値下げには反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第3号 中小零細業者への資金援助と消費税を5%に引き下げをを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第3号は否決いたしました。

日程第20 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第20、委員会報告について。去る12月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、久保田議員。

議会運営委員長（久保田賢治）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 21 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 21、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 2 年第 1 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 05 分 閉会